2021 WINTER



No.163

北海道行政書主会 札幌支部

無料相談会

每月第**3**水曜 **011-271-0773** (要予約)



支部だより

酒勾支部長挨拶/橋本副支部長挨拶 ·····	2
食品衛生法の改正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
札幌支部管内の道の駅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
札幌支部の受託業務に関するご案内/社会貢献活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
環境の変化とこころ/適切な業務遂行のために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

SDGsを知ろうVol 3 ······ 7	
広報月間報告	
交通安全運動/理事会報告 ・・・・・・・・・・・・・・ 9	
"Have a Chat with 支部長" 開催報告/エンタメ紹介 ······ 10	
ちょこっと情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・11	
研修部からのお知らせ/事務局からの報告/編集後記 ・・・・・・・・ 12	

新年のご挨拶

札幌支部会員の皆様 新年明けましておめでとうございます。

日頃より、支部活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、2年間にも及ぶ新型コロナウイルスパンデミック、私たちの日常活動は大きく変貌させ られました。支部の事業計画、会議の持ち方も変わりました。支部会員親睦交流会は中止、広報 月間は訪問から資料パンフレット郵送へ、各部会議は対面会議から一部はZOOM会議、研修会 も本当に残念ですが、規模縮小・受講者制限を設け開催しなければならず、会員の皆様へ多大な ご心配をおかけいたしました。

しかし、種々のワクチンの開発・接種、抗体カクテル療法、経口治療薬生産等、人類の英知に よりコロナとの闘いにようやく決着がつく見通しが立ったという状況まできました。本当に目を 見張るこの急速な医学の進歩は、嬉しいことです。

令和4年は万全な感染予防対策をとり、支部会員に研修会や親睦交流会等、魅力ある事業提案 を行ってまいります。現在総務部、業務企画部は1月11日新春セミナー&新年交礼会の内容を 検討中であり、また、オール執行部で2月22日行政書士記念日に向け、札幌市民交流プラザに おいてパネル展・相談会を企画している最中です。

また1年間延期になっておりました札幌支部設立60周年記念事業の開催準備も再開いたしまし た。令和4年度の支部交流会は、ウポポイ(民族共生象徴空間)で先住民族アイヌ文化に触れて みたいと思っています。

さて、今年度支部ホームページに会員皆様からの情報・ご意見を共有する新しいタイプの会員 コミュニケーション「SAP」を作りました。どうぞ一度支部ホームページからご覧いただきた いです。掲載情報もお待ちしております。

このように支部会員相互、触れ合う機会・学び合う機会・情報発信の機会を提供し、ますます 魅力ある支部となりますよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、支部会員の皆様にとりまして、新しい年が希望に満ちたものになりますようご祈念申 し上げまして、新年のご挨拶といたします。

> 酒勾桂子 支部長

あけましておめでとうございます。

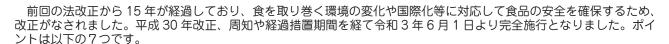
支部会員のみなさまにはいつもお力添えをいただきまして、心より御礼申し上げます。私は、 この度副支部長兼総務部長を拝命いたしました橋本奈津子と申します。前年度は総務部長を務め させていただいておりましたが、更なる大役を仰せつかりまして、責任の重大さを感じております。

総務部におきましては、主に諸会議の開催や行事の運営等を重点に行っております。長引くコ ロナ禍のため、やむなくイベントの中止を決断してまいりましたが、先日初めてオンラインによ る交流会の開催を試みました。参加されたみなさまからご好評をいただいたことへの感謝と同時 に、会員同士の交流、親睦を深める大切さを改めて痛感いたしました。これからも安全面を考慮 しながら、みなさまに楽しんでいただける企画の実施や、お役に立つような情報を発信していき たいと思います。

本年もご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

副支部長

食品衛生法の改正について



- (1) 大規模又は広域におよぶ「食中毒」への対策を強化
- (2)「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理」を制度化
- (3) 特定の食品による「健康被害情報の届出」を義務化
- (4)「食品用器具・容器包装」にポジティブリスト制度を導入
- (5)「営業許可制度」の見直しと「営業届出制度」の創設
- (6) 食品等の「自主回収(リコール)情報」は行政への報告を義務化
- (7) 「輸出入」食品の安全証明の充実

この中で特に事業者と、それを支援する私達にとって重要と思われる(2)「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理」を制度化、 (5)「営業許可制度」の見直しと「営業届出制度」の創設、について記載していきます。

「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理」を制度化

令和3年6月1日から、原則としてすべての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理に取り組むことになります。

·HACCP (ハサップ) とは

HACCP とは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に 至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようと する衛生管理の手法です。

・対象事業者と内容

上記のように、原則としてすべての食品等事業者(食品の製造・加工、調理、販売等)が HACCP に沿った衛生管理に取り 組むことになります。

その衛生管理の内容については、大きく大規模事業者と小規模な営業者等で別れます。

小規模な事業者等(食品の製造・加工、販売等を行う事業者や飲食店等)については、業界団体が作成し厚生労働省が内容 を確認した、手引書に基づいて、簡略化された方法によることが可能です。

厚生労働省のホームページで各手引書を入手することが出来ます。

■ 厚労省 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

今回の制度化は、衛生管理の手法(ソフト)に関するものであり、必ずしも施設や設備(ハード)の新設を求めるものでは ありません。なお、第三者認証の取得は義務ではありません。

・HACCP の準備期間

令和2年6月1日に施行、1年の経過期間を経て、令和3(2021)年6月1日にすでに完全施行となっています。

「営業許可制度」の見直しと「営業届出制度」の創設について

HACCP に沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度が創設されました。 また、食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しがなされました。

- ①営業許可が必要とされる業種を今までの34業種から32業種に再編
- ②営業届出制度が創設
- ③届出が不要な業種
- に分類されることになります。
- ①の許可については、食中毒の発生リスク、過去の発生状況等を踏まえ、許可が新設されたもの、逆にリスクが低いと評価で きるものは届出対象へ変更されるなど再編されました。
- ③については、常温で保存可能な包装食品のみの販売等が対象となります。
- ①と③に該当しない業種について、②の届出をすることになります。
- →詳しくは 厚労省 営業許可業種の見直し

検索

・事業者の対応、経過措置等について

旧制度	新制度	経過措置期間等			
許可業種	許可業種	従前の営業許可が本来の許可期限まで有効。 →更新等についての対応は管轄行政機関へ確認を。			
許可業種以外	許可業種	令和6年5月31日までに許可を取得。(施行後3年間の経過措置)			
許可業種	届出業種	施行日に届出をしたととみなす。(新しい届出は不要)			
許可業種	許可業種以外	届出業種 令和3年11月30日までに届出。(施行後6カ月間の経過措置)			

上記手続きについては「食品衛生申請等システム」で、オンライン上のシステムにより営業許可申請や営業届出をすること ができます。

7

~札幌支部管内の道の駅~

札幌支部管内には7つの道の駅があります。各道の駅の特色と取組みをご紹介していきます。今号は千歳市の「道の駅 サーモンパーク千歳」と、恵庭市の「道と川の駅 花ロードえにわ」を取り上げました。



千歳市 道の駅 サーモンパーク千歳

所在地 北海道千歳市花園2丁目4番2号

道の駅運営時間 9:00~20:30

飲食店営業時間 9:00~18:00 (冬期間ならびに一部店舗に変更有)

サーモンパーク千歳は千歳市と小樽市を結ぶ国道337号沿いに位置し、新千歳空港や道央自動車道千歳ICから車で約10分程度という交通アクセスにも恵まれた道の駅です。周辺を流れる清流千歳川には毎年サケが遡上し、インディアン水車と呼ばれる水車によるサケの捕獲風景は千歳の秋の風物詩となっています。敷地内には千歳水族館が併設されていますが、この水族館の「水中観察ゾーン」には、本物の千歳川の水中を直に覗くことができる水中観察窓があり、野生のサケが川を遡上する迫力のシーンを見ることができます。

【道の駅 サーモンパーク千歳の取り組み】指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

千歳市は、住民世代が比較的若く、子育てには市を挙げて取り組んでいます。子どもが遊べる遊具や川遊びができる小川、散策道を含めた林を配置するなど、子どもが遊べる空間を提供することを心掛けた運営をしています。旅行の際に立ち寄るオアシス的な役割はもちろんですが、地域住民が「なんとなく足が向く」場所を提供することも重要な役割と考えています。

北海道の道の駅は、夏場は利用者が多いですが、冬場は著しく来場者が減ってしまう傾向にあります。道の駅サーモンパーク千歳には専門の飲食店が揃っていますので、道の駅に立ち寄った「ついでの食事」だけではなく、「家族そろっての外食の際」に当施設を選んでいただけるよう取り組んでいます。



恵庭市 道と川の駅 花ロードえにわ

所在地 北海道恵庭市南島松817番地18

営業時間 9:00~18:00 (4月~10月)

9:00~17:00 (11月~3月)

道と川の駅 花ロードえにわは、一日交通量38,000台を誇る国道36号線とサケの遡上する漁川の 交差点に位置します。コンサバトリー(人に優しい温室)を備えた施設内は明るく開放感に満ち溢れていま す。アウトドアをテーマとした飲食コーナーにはカヌーやテントも設置されており、家族連れで食事やティー タイムを楽しむことができます。

【道と川の駅 花ロードえにわの取り組み】指定管理者 デリシャス株式会社

2022年6月より約1か月間、ガーデンフェスタ北海道2022が『はなふる』(道の駅がある総合公園の名称)で開催され、全国から多くの来場者が見込まれます。

多くのお客様を迎えるにあたり、恵庭名産のお土産品の拡充や、新規開拓はもちろんですが、道外からの お客様も見込まれることから、同時に北海道のお土産品にも力をいれています。

飲食コーナーでは恵庭産の食材を使用したメニュー開発に取り組んでおり、人気のカレーコーナーでは「恵庭産放牧豚こな雪とんとん」を使用した炙りベーコンカレーが評判です。

北海道行政書士会札幌支部の受託業務に関するご案内

<建設業相談員>(北海道行政書士会受託)

建設業許可関連業務の経営規模等審査(経審)について、北海道が行う審査の一部を、北海道行政書士会 (北海道会)が受託事業として、概ね6月~10月までの期間で行っています。

札幌支部(支部)では石狩振興局建設指導課に対応し、相談員の配置や調整を行っています。あわせて、 当支部においては、石狩振興局建設指導課に提出された建設業決算報告書の内容について確認作業も行って おります。

相談員になるには、本会の考査(他の要件もあり)に加えて、支部独自で行う考査についても合格をする 必要があり、道のりは容易ではありませんが、その反面、本業務の知識を深めることもできます。

<自動車登録相談員>(北海道行政書士会受託)

北海道会の受託業務として、4月1日時点の所有者に対して自動車税が課税されるため、繁忙期となって いる年度末(3月)に札幌運輸支局で行われる無料相談会へ支部会員を派遣しています。この無料相談会は 支部会員によるボランティアとして始まりましたが、現在は北海道会が北海道運輸局より受託した事業と なっており、一般の申請者を対象として行われ、自動車登録(移転・変更・抹消等のほか、相続や事業用等 も含む)についての相談を受け付け、申請までサポートするものです。支部では会員が相談員として、また 実際の自動車登録業務で活躍できるよう一般研修・相談員養成研修を行ない、自動車登録相談員名簿を作成 し、名簿登載の会員に自動車登録相談員として、執務を行っていただいております。

< 民泊相談員> (北海道行政書士会札幌支部受託)

「民泊」をご存知でしょうか?

住宅を宿泊施設として転用し事業を行うことができるというものです。2018年に施行された住宅宿泊 事業法によって新しく始まった制度です。開始するためには、届出が必要となります。

当支部では、NTTタウンページ株式会社から札幌市民泊総合窓口(以下「民泊窓口」)の運営管理業務の 一部を受託し、支部会員が交代で「民泊窓口相談員」として、民泊届出の受付及び相談対応業務に従事して います。

相談対応業務に従事するためには、支部で行う養成員研修を経て、考査に合格した会員が、執務を行って いただいております。

実際の受付業務(書類確認)を通じて、行政書士としてのスキルアップができることから、新入会員の皆様 はもちろん、業務経歴の短い先生におかれましても有益な内容になります。

> 各受託業務において、ご対応いただきました会員には日当等のお支払いもあります。 受託業務内容とあわせて、ご協力いただける方は、支部までお問い合わせ下さい。

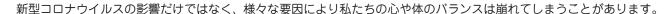
札幌支部連絡先 011-271-0773 (業務企画部)

「いとこんち」の子どもたちが落語鑑賞

札幌支部監察広報部では、会員の皆様からボランティアを募集し、拠点型若者住居支援事業「こども・若 者の居場所 いとこんち|を利用している子どもたちへの「体験」の提供を行う事業をはじめました。1つ の体験の場になればと考え、この度北海道会行政書士会が主催した行政書士制度 70 周年記念事業である落 語公演会にいとこんちを利用している中高生に無料公演がある旨の声掛けをし、興味がある3名が鑑賞しま した。とても楽しんでくれたということで、帰りには引率してくれた「いとこ」と一緒に外食も楽しみ、生 まれて初めて、とある有名外食チェーン店に入ったという「初」体験をしたメンバーもいたそうです。当た り前と考えがちな家族での外出が、当たり前ではないこどもたちがいるということを再認識するとともに、 私たちが家族や身近な集団の中で過ごしながら身につけていく言葉や習慣等が、私たちを形作る資本になる ということについて改めて考えました。誰にとっても、家族以外にもゆるくつながるコミュニティがあるこ とは大事なのかもしれません。

H

環境の変化とこころ



「自分ではどうにもできない経験をした」 「見通しが立たない、慣れない環境や状況の中にいる」

このようなことから、心や体は以下のような反応を起こすことがあると言われています。

からだの変化

- 疲れやすい
- 目まい,頭痛,肩こり
- ⇒ 吐き気,胃痛
- 。 食欲不振や過食
- 夜曜れない
- 同じ夢を繰り返して見る

考え方の変化

- 考えがまとまらない
- 同じことをくり返し考える
- 記憶力が低下している
- 皮肉な考え方になる

札幌市HP「新型コロナウイルス流行と こころの健康に関して」より

上記札幌市 HP によれば、「このような変化は、多くの方に起こりうる『正常な反応』」で、「多くの場合は時間の経過とともに自然に回復していきますが、気持ちを誰かに話したり、相談したりすることで、不安や辛さが和らぐことがあります。」とあります。

多くの会員は個人事業主のため、仕事に関しては相談相手もいない、まして愚痴などは言えない、そんな環境の方もいらっしゃるでしょう。ストレスや不安が蓄積すると、万全の仕事をしたいという思いとは裏腹に普段なら行わないミスや対応を起こしたりする可能性もあります。

こころの健康を保つために

○無理せずに休養を取りましょう。(最も大事なことです)

- ○休みのときには、趣味や日課を楽しんでリラックスしましょう。
- ○できるだけ毎日のリズムを保ち、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけましょう。
- ○業務の合間にも、安全な場所で息抜きや気分転換をしましょう。
- ○支援はできるだけ複数体制で臨み、一人でできる範囲を超えた仕事をこなそうとすることは避けましょう。
- ○情報源が明らかな正しい情報と知識を得るようにしましょう。
- ○信頼できる同僚や仲間と、互いに自分の体験を話し合い共有しましょう。
- ○アルコールやタバコの取りすぎには注意しましょう。

札幌市HP 「新型コロナウイルス流行と こころの健康に関して」 掲載チラシ 「感染対策にたずさわる 支援者の皆様へ」より

感染対策にたずさわる支援者向けのチラシですが、私たちにも当てはめられる部分があります。 休みをとること、SOSを出すことを「ためらわない」「責めない」ことが大事です。

~適切な業務遂行のために~ 支部会員への措置請求、苦情事例

- ①行政書士であるにも関わらず SNS 上に行政書士が非弁行為や非司行為を行う予備軍とみられているという旨の投稿を行ったとして北海道知事宛て措置請求がされた
- ②他士業業務の相談をしたら、他士業専門家と提携しているものの自分で処理しようとして遂行できず、放置されたという苦情
- ③業務中に尊厳を傷つけられる言動を受けたと、相手方から録音資料とともに処分を求める苦情
- ④依頼者のためになると考え依頼のあった「役所に手続きする書類」のほか「会社に必要となる書類」を作成したところ、 数年後依頼者の取締役が代わり現在取締役から不要な書類作成をされたと訴える苦情

日々の業務の中で、誤解や行き違い等により相手方とトラブルになることもあり、苦情の中には会員に非がないと判断されるものも当然あります。一方、他士業業務を行う、受任した業務を正当な理由なく遂行しないなど明らかに問題である場合もあります。悪意をもって行う場合は論外ですが、意図せず困った状況になった場合には、札幌支部に遠慮なくご相談ください。

SDGs(Sustainable Development Goals)を知ろう Vol.3

目標4:質の高い教育をみんなに

世界には小学校に通えない子どもは約5900万人いるとされ、小学校に通うチャンスすらもらえない状況の子どもたちが 特にサハラ以南のアフリカや南アジアに集中をしています。また、小学校に通うことができても、中学校に通えない子ども は世界全体で16%、高等学校に至っては、35%と学校のレベルが上がるごとに就学率も低くなっている世界の現状が問題 となっています。こうした現状について世界各国では水、電気などの基本的インフラの整備などの対策を講じていますが、 目標達成には至っていません。一方、日本では法律なども整備され、小、中学校の義務教育となっています。このことによ り、教育を受ける環境は諸外国よりも整っています。 そうした日本ですが、学校教育において思考力や判断力の育成やICT の活用などといったさらなる質の高い教育をする必要があることを文部科学省が発表しており、この目標を高いレベルで達 成することに向けて進んでいきそうです。

目標5:ジェンダー平等を実現しよう

この目標では主に、すべての女性、女子に対するあらゆる差別をなくすことや女性に対するあらゆる暴力や傷つけるなら わしをなくす、家庭内において子育てや家事の役割分担を認めるようにすることなど広い意味でのジェンダー平等がターゲ ットとして扱われています。

世界の女性の内、18歳までに結婚した人は約6億5000万人います。こうしたいわゆる児童婚は南アジアやサハラ以南の アフリカで広く行われています。子どもの内に結婚をすることは、十分な教育を受けるチャンスを潰してしまったり、発展途 上国では妊娠や出産についてのケアが十分でないことを考えると非常にリスクの大きいことです。これに対して、各国政府 は、10代の女子が教育を受けられるように支援をしたり、児童婚の危険性について伝える活動をしてきたことにより、児童 婚の割合は減少傾向にあります。少しずつですが、ジェンダー平等へ対策が進められています。一方、日本では、児童婚 ではなくジェンダー平等について別の角度から問題になっています。6歳未満の子どもを持つ家庭で夫が家事に費やす時間 は平均1時間23分で、妻の平均7時間34分とおよそ6時間の大きな差があります。アメリカでは夫が3時間10分、妻が5時 間40分ですから、世界と比べても日本の家事における性別役割分業が根強く残っていることがうかがえます。こうした日本 や世界のジェンダーをめぐる状況を見ても、私たちにできることがまだまだあるように思えます。

目標6:安全な水とトイレを世界中に

世界には安全に管理された飲み水を入手できない人が約22億人いるとされ、世界のおよそ3割の人口が安全な水を確保 できない状況です。トイレについても整備され始めてはいますが、まだまだ発展途上国を中心に約6億7300万人が屋外排 泄を余儀なくされている状況です。安全な水やトイレがないことで発展途上国の子どもを中心に汚染された水が原因となり、 コレラ、赤痢、A型肝炎などの病気によってたくさんの命が失われています。こうした発展途上国の現状に比べて、先進国、 特に日本では安全な水、トイレがいつでも使えるという恵まれた環境で生活することができています。水を安全に使うには 浄水場や下水処理場をはじめとして水を運搬する設備などが必要です。こうした設備が整っているからこそ水が空→地上→ 海という流れによって持続可能な水の利用ができているのです。発展途上国にもこうした設備を投入しようと各国が努力を していますが、お金や技術が必要ですし、設備を守ることのできる人材が必要なこともあり、まだまだ、設備が整っていま せん。こうした現状を踏まえても水についての私たちの考え方を変えていく必要がありそうです。

公益財団法人 日本ユニセフ協会 SDGs CLUB

4質の高い教育をみんなに https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/4-education/ 5ジェンダー平等を実現しよう https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/5-gender/ 6安全な水とトイレを世界中に https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/6-water/

公益財団法人 日本ユニセフ協会 水と衛生に関する新報告書発表 https://www.unicef.or.jp/news/2019/0093.html

文部科学省 1.現状と課題

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325922.htm

国連連合広報センター 持続可能な開発目標(SDGs)報告2021

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/

令和3年広報月間報告

◇関係機関訪問(10月)

今年の広報月間も例年通り札幌支部管内の各市、石狩振興局、 警察署などにご挨拶に伺いました。郵送を希望される機関には 郵送で対応いたしました。行政書士制度の理解と支援、非行政 書士の排除をお願いしました。新たに非行政書士排除の看板の 設置を承諾いただいた機関もありました。また訪問の際にセミ ナーの依頼等もあり行政書士の次なる広報活動にもつながって おります。



前列:細川正人札幌市議会議長 後列左から:三浦勝也副支部長 酒勾桂子支部長 松井隆文札幌市議会議員

主な訪問先

・札幌市役所・石狩振興局・恵庭市役所・江別市役所・北広島市役所・千歳市役所・各警察署・北 海道運輸局札幌運輸支局・各農業委員会・公証役場・老人福祉センター(札幌市)・札幌出入国在 留管理局 他

主な郵送先

・石狩市役所・区役所(札幌市)・保健センター(札幌市)・札幌市中央図書館・札幌市消費者センター・ 札幌市男女共同参画センター 他

セミナー依頼

・札幌市南老人福祉センター・札幌市厚別老人福祉センター

◇ラジオ CM

10 月 11 日から 17 日の HBC ラジオ「ナルミッツ!!!| や「カーナビラジオ午後一番 | な どの番組の合間にラジオ CM を放送いたしました。時間帯は 11 時台から 13 時台で、合計 12 回 放送いたしました。その疑問編として、会社から独立する場合や、遺言は作ったほうが良いのか 等の相談に行政書士が応えられること、コロナ関係の手続きもサポートできることをアピールし ました。

◇アクティブシニア 2021

10月15日から17日の3日間、アクセスサッポロにてアクティブシニア2021が開催されま した。札幌支部は一般社団法人北海道成年後見支援センターと共同で参加し、相続や成年後見等 に関し、31件の相談を受けました。また遺言に関する展示も行いました。

相談員はワクチン接種記録を持参または会場入口で抗原検査を受ける等の新型コロナウイルス感 染防止対策をして出展しました。







交通安全運動

10月8日に支部前の交差点付近で交通安全の旗振り活動を行いました。10名の方が参加しま

した。また HBC ラジオの取材を受け、旗振り活動と行政書士業務についてお話しました。交通 安全運動は毎年、札幌方面中央警察署に道路使用許可申請を行って活動しております。





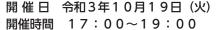
理事会報告

令和3年10月5日 第5回理事会 17·30~10·30 出席者26名

部名	報告事項	協議事項				
総務部	zoomによる交流会を予定、かわら版 発行済み、新年交礼会会場、SAP利 用状況	・中間監査の日程について部長以上で後日調整 承認・次回理事会(12/7 17:30) 承認				
財務部	月次予算実績報告	なし				
監察広報部	会報、広告・広報活動(全道監察広報 担当者会議、行政評価局札幌総合行政 相談所、支部無料相談会、一日合同相 談会、ラジオ CM、記念日事業)対外・ 啓蒙活動(アクティブシニア2021)、 監察活動、社会貢献	・「いとこんち」への寄附、相談 員派遣 承認				
綱紀法務部	綱紀事案、予防・防止対策	なし				
業務企画部	建設業相談員制度、民泊相談員制度、自動車各相談員制度(各種研修開催予定)、札幌市連携協定	「脱ハンコ」及び「これからの I T社会について」のセミナー講師 選定について業務企画部一任 承 認				
研修部	一般研修延期後日程、10月開催予定 の研修	なし				

H

"Have a Chat with 支部長" 開催報告



参加者 会員7名 酒勾支部長 野口副支部長 橋本副支部長

総務部3名(計13名)

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度も札幌支部交流会や旭川小樽札幌三支部合同研修会を開催することができませんでした。昨年及び今年入会した会員は、これまで一度も他の会員と交流する機会がなく、札幌支部では会員間で交流する機会について検討してきました。そして、会員が交流する場として札幌支部では初めてとなる Zoom を利用した交流会 "Have a Chat with 支部長"を開催することになりました。

当日は酒勾支部長をはじめ役員は札幌支部事務局で、参加していただいた会員の皆様はおのおの自宅や事務所から Zoom に接続して行いました。参加者には申込時にアンケート形式の自己紹介や支部長への質問を書いていただいており、"Have a Chat with 支部長"は参加者の自己紹介の後、支部長が質問に答えることからスタートしました。参加していただいた会員の皆様の個性あふれるお話が数多く飛出し、初めてお話する人なのに人柄を知れた気がしました。後半では、話の内容がペットの話に及び、参加者が愛猫やインコのフィギュアを画面上に見せてくれるなど、普段の交流会ではできない Zoom ならではのことができ、大変盛り上がりました。

Zoom を活用した初めての試みということでうまくいかない点もありましたが、直接会ってお話しする以上に話に集中できるという魅力が感じられ、Zoom での交流会は終始笑いが絶えない、大変実りの多い、充実したものとなりました。参加していただいた会員の皆様全員から「大変満足した」というアンケート結果を頂戴し、予想以上に良い成果が得られました。今後もコロナウイルス感染症の状況を鑑みながら Zoom を用いた交流会の開催を検討していこうと思います。

H

~エンターテイメント作品紹介~

監察広報部理事と会報編集委員が個人的におすすめする小説、マンガ、ドラマに映画をご紹介します!年末年始にいかがでしょうか。

『沈まぬ太陽』(WOWOW 制作/ドラマ版)

山崎豊子原作のドラマ版。

映画版もありますが、こちらは20話まで制作され原作の内容を忠実に再現。その分、特に後半の会社再生に奔走するストーリーがじっくり描かれ、長く感じさせません。現在某動画配信サービスにて視聴可能。

『ショーシャンクの空に』(原作:スティーヴン・キング 刑務所のリタ・ケイワース)

殺人の冤罪で投獄されてしまう主人公。自分は無実だと信じ、ショーシャンク刑務所で様々な困難に直面しながらも希望を捨てずに生きていきます。あきらめずに考え行動することの大切さを実感させてくれる映画です。

『センス・オブ・ワンダー』(レイチェル・カーソン / 上遠恵子訳 新潮社)

化学薬品による環境汚染にいち早く警鐘を鳴らした名著『沈黙の春』。

その著者レイチェル・カーソンの「美しいもの、未知なるもの、不思議なものに目を見張る感性をいつまでも失わないで欲しい。」 という願いが込められた珠玉の 1 冊です。

『戸村飯店 青春 100 連発』(瀬尾まいこ 文春文庫)

大阪にある中華料理店の二人息子、兄へイスケと弟コウスケの物語。ヘイスケは高校卒業後、上京したが、目標が持てずに悩み、コウスケも進学が家業を継ぐのかで気持ちが揺れ動く。悩める兄弟が自分を見つめ直し、見つけた本当の自分とは。

『ハコヅメ〜交番女子の逆襲〜』(泰三子 講談社)

元女性警察官の作者が描く交番(=ハコ)に勤務する女性警察官の日常。近寄られると何故だか緊張してしまう警察官が、なんだか身近に感じられる、ユーモアと人情味溢れる漫画です。「おすすめの漫画等紹介」を書くために、10 数年ぶりに漫画を読みました。事務所で読んだので、笑いをこらえるのが大変でした。

『ムーブ・トゥ・ヘブン:私は遺品整理士です』(Netflix オリジナルドラマ)

一話完結型の連続ドラマで気楽に見ることができますが、遺品整理の仕事を通し人の「生」がいろんな角度から描かれています。 後半では、親子とはなにか、についても考えさせられました。主人公の演技もよかった!

『夜のピクニック』(恩田陸 新潮文庫)

第2回本屋大賞を受賞した青春小説です。高校3年生の主人公達が学校行事で夜通し80キロ歩く、一日のお話。ただ仲間と歩く、 それだけのことが特別。読み終わる頃には、その時その時を大切にしたいと思える。そんな一冊。



ちょこっと情報

新たにタクシーの「相乗りサービス」制度を導入します! ~タクシーを割安に利用することが期待されます~

タクシーの「相乗りサービス」とは、配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、 タクシーに相乗りさせて運送するサービスです(運送開始後に不特定の旅客が乗車できるバスとは異なるタクシー独 自の運送形態となります)。

今般、利用者が安心してタクシーに相乗りし、割安にドアto ドアで移動できるよう、「相乗りサービス」について、 運賃の按分等に関する一定のルールを定めた新たな制度を導入しました。

タクシー事業者にとっても、「相乗りサービス」を提供することで、利用者の利便性の向上を図り、新たなタクシー 需要を喚起することが期待されます

最新情報および詳細は 📿 タクシー相乗り

・国産『空飛ぶクルマ』の実用化が前進

~我が国初となる空飛ぶクルマの型式証明申請を本日受け付けました~

本日(令和3年10月29日)、国土交通省では、(株) SkyDrive (本社:東京都)が開発中の"空飛ぶクルマ"について、 航空法に基づく型式証明申請を同社より受け付けました。"空飛ぶクルマ"としての型式証明申請は、我が国初とな ります。国土交通省としては、今後、開発の進捗に合わせて、航空機の安全性及び環境適合性に係る審査を適切に進 めることとしております。

※型式証明とは、機体の設計が安全性及び環境適合性に関する基準に適合することを国が審査し、及び検査する制度。 国は、機体の開発と並行して審査及び検査を行う。

最新情報および詳細は Q 空飛ぶ車

型式証明申請

「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」を策定しました

不動産取引にあたって、取引の対象不動産において過去に生じた人の死に関する事案について、宅地建物取引業者 による適切な調査や告知に係る判断基準がなく、取引現場の判断が難しいことで、円滑な流通や、安心できる取引 が阻害されているとの指摘があります。

国土交通省策定の「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」においては、例えば以下の事 項等について整理しており、詳細は国土交通省ホームページからガイドラインをご確認ください。

- ・宅地建物取引業者が媒介を行う場合、売主・貸主に対し、過去に生じた人の死について、告知書等に記載を求め ることで、通常の情報収集としての調査義務を果たしたものとする。
- ・取引の対象不動産で発生した自然死・日常生活の中での不慮の死(転倒事故、誤嚥など)については、原則とし て告げなくてもよい。
- ・賃貸借取引の対象不動産・日常生活において通常使用する必要がある集合住宅の共用部分で発生した自然死・日 常生活の中での不慮の死以外の死が発生し、事案発生から概ね3年が経過した後は、原則として告げなくてもよい。 ・人の死の発生から経過した期間や死因に関わらず、買主・借主から事案の有無について問われた場合や、社会的

影響の大きさから買主・借主において把握しておくべき特段の事情があると認識した場合等は告げる必要がある。

最新情報および詳細は

最高裁判決 退職金等請求事件

民法上の配偶者が中小企業退職金共済法14条1項1号にいう配偶者に当たらない場合

民法上の配偶者は,その婚姻関係が実体を失って形骸化し,かつ,その状態が固定化して近い将来解消される見込み のない場合、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、中小企業退職金共済法14条1項1号にいう配偶者に当 たらない。

【お知らせ】ハガキによる研修開催案内通知の廃止

札幌支部研修開催のご案内につきまして、昨年度までは、メール、FAX、ハガキによる方法で行ってま いりましたが、本年度より、ハガキによる通知方法は廃止となります。

現在、ハガキで研修案内が来ている方は、**今後研修案内のハガキが届きません**ので、札幌支部へのメー ルアドレスのご登録をお願いいたします。今後はメールにて研修のご案内をさせて頂きます。

なお、FAXにて案内を受けている方もメールへの切換に是非ご協力をお願いいたします。

メールアドレスのご登録がお済でない方は、下記メールアドレスに、①お名前、②会員番号をご記載の上、 ③件名に「メール登録希望」とご記載の上、メールいただきますようお願いいたします。

札幌支部事務局〈gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp〉

入退会

●入会しました

(入	会年月日)	(会員番号)		氏	名)		〔事務所〕
1	R3.9.1	6152	橋	津	正		東・白石区2
2	R3.9.1	6153	荒	木		智	東・豊平区1
3	R3.9.1	6154	南		賢	治	中・中央区5
4	R3.9.1	6157	菅	野		茂	中・西区2
5	R3.9.1	6158	丹	账	智	弘	中・中央区2
6	R3.9.1	6159	大	戸	宜	子	北・北 区 2
7	R3.9.1	6160	望	月	大	輔	北・東 区 3
8	R3.9.1	6161	Ш	下	喜 世	_	北・北 区 1
9	R3.10.2	6162	似	鳥	能	尊	中・中央区5
10	R3.11.1	6167	髙	坂	克	彦	北・北区1
11	R3.11.1	6168	松	重	陽	子	北・手 稲 区
12	R3.11.1	6170	渡	邊	雅	人	東・白石区2

編集担当者のひとりごと

先日、亡くなった叔母の友人に会いに行ってきました。高 齢の方ですが、キノコ観察に果物狩り、歩くスキーにスキューバダイビングと、とても活動的な方でした。しかしコロナ の影響で、これまで楽しんできた活動を自粛せざるを得なく なり、すっかり足腰が弱ってしまったと嘆いていました。 2022年は、人が集まって笑いあえる日常が戻ってきます

(大滝祐子)

表紙写真:インディアン水車(千歳市)

●退会しました

(返	会年月日)	(会員番号)		氏	名)		〔事務所〕
1	R3.3.1	4570	小	Ш	孝	雄	北・北区3
2	R3.8.31	3234	Ш	\blacksquare	憲	彦	東・白石区2
3	R3.9.9	5636	ф	嶋		隆	北・東 区 1
4	R3.9.9	5989	世	羅	正	明	南・厚別区
5	R3.9.10	4443	植	\blacksquare	研	史	中・中央区3
6	R3.10.1	5042	中	井	文	樹	北・東 区 2
7	R3.10.23	5150	森	本	恭	寛	中・中央区5
8	R3.10.31	3621	伊	藤	光	男	中・西区1
9	R3.11.1	3323	鈴	木	矩	子	南・清 田 区
	現在の会員数1044名、法人21				1 令	和3	年11月30日現在

●年末年始の事務局

今年1年、大変お世話になりました。2022年もどうぞ よろしくお願いいたします。

なお事務局は12月29日(水)から1月3日(月)まで お休みとなります。

編集後記

みなさま、年末年始はどのようにお過ごしでしょうか。今回 は、「ちょこっと情報」を担当しました。会報作成を通し、少 しでも成長したいと考えております。みなさまのご意見、感想 をお待ちしております。最後までお読み頂きありがとうござい ました。

(佐藤聡)

札, 幌 支 部 だ よ り 北海道行政書士会札幌支部 第163号 2021年12月27日発行

発行人 酒勾 桂子 編集責任者 長島 靖子 編集長 藤岡 利昭

発行所 北海道行政書士会札幌支部 札幌市中央区北1条西8丁目

丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 株式会社 松寿 東京都文京区小石川2-1-13-702 TEL (03) 3830-0568

頒 価 500円 (送料込)

ホームページ http://gyosei.s93.xrea.com